

## 北九州市交通局ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市個人情報保護条例(平成16年北九州市条例第51号)に規定する目的を踏まえ、北九州市交通局が設置する事業用バス車内のドライブレコーダーの設置方法及び管理の適正化を確保することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置目的)

第2条 ドライブレコーダーは、適切な事故処理、交通安全及び乗客サービスの向上等のために設置するものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) ドライブレコーダー

バス車内外の映像を撮影するカメラ装置及び撮影した映像を記録するための記録装置並びにバス車内の音声を録音する録音マイク及び録音した音声を記録するための記録装置をいう。

(2) データ

ドライブレコーダーにより撮影された映像及び音声を電磁的記録媒体に記録した情報をいう。

(3) 個人情報

ドライブレコーダーにより撮影された映像及び音声であって、当該映像及び音声から特定の個人を識別することができるものをいう。

(4) 電磁的記録媒体

映像及び音声を電磁的方法により記録ができるハードディスク、メモリーカード等の媒体をいう。

### (管理責任者等)

第4条 ドライブレコーダーの適切な設置運用、データ及び個人情報映像及び音声を適切に管理するため、管理責任者を置き、営業推進課長をもって充てる。

2 ドライブレコーダー及び営業所に設置している解析装置(以下、「解析装置」という。)の操作その他の事務を行わせるため、操作取扱責任者及び操作取扱者を置くものとする。

(1) 操作取扱責任者は、運輸サービス係長をもって充てる。

(2) 操作取扱者は、別に管理責任者が指名する。

### (表示の方法)

第5条 ドライブレコーダーを設置したバス車内には、バス乗客から見えやすい場所に、カメラ及び録音マイクが作動中である旨の表示をするものとする。

(データの管理対策)

第6条 データは、ドライブレコーダー本体内の記録媒体（以下、「解析装置」という。）に記録し、併せて事故等により一定の衝撃があった際の映像及び音声は、ドライブレコーダー本体に取り付けているメモリーカード（以下、「付属メモリーカード」という。）に記録する。

2 本体記録媒体は、本体内に施錠して常時装着するものとし、第7条に定めるデータの利用及び提供を行う場合において、操作取扱者がメモリーカードにデータを複写して取り出し、解析装置を介し営業所記録媒体に保存する。

3 付属メモリーカード内のデータは、運転者が乗務終了後、付属メモリーカードを取り外し、解析装置を介して営業所記録媒体に保存する。

4 解析装置及び営業所記録媒体の操作は、操作取扱責任者及び操作取扱者に限定し、営業所ごとに暗証番号を設定する。

5 営業所記録媒体に保存したデータは、第7条に定める場合を除き、他の電磁的記録媒体に複写してはならない。

6 データを運転者の安全研修等に使用する場合、特定の個人が識別可能な個人情報は、識別不可能な状態に加工する。また、北九州市個人情報保護条例に基づく開示請求により本人に開示する場合には、本人以外の個人情報は、特定の個人を識別不可能な状態に加工する。

7 本体記録媒体に保存されたデータの保存期間は、7日以内の期間とし自動的に消去する。また、付属メモリーカード内に記録されたデータは、営業所記録媒体に保存した時点で、自動的に消去する。

8 営業所記録媒体に記録されたデータの保存期間は、5年間とする。ただし、特別な事情があると事業管理者が認めたデータについては、ドライブレコーダーの設置目的に応じ、保存期間を別に定めることができる。

9 使用することができなくなったメモリーカードの廃棄は、データが漏洩流失しないよう破碎等の方法により確実に行わなければならない。

10 管理責任者は、前項までに定めるもののほかデータの漏洩、滅失および毀損の防止、その他データの安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(データの利用及び提供等の制限)

第7条 データは、次の各号のいずれかに該当する場合に利用するものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

(1) 事故・トラブル等の確認及び事故分析、原因究明

(2) ヒヤリハット情報の収集

(3) 安全運行に資するための研修教材の作成及び安全運転教育への活用

(4) データによる安全運転指導の実施

2 データは、第4条に定める者及び運転者以外の者に閲覧、貸与及び複写提供（以下、「提供等」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、提供等を行うことができる。

(1) 刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく捜査機関からの文書による照会に応じて提供する場合

(2) 前号を除くほか法令又は条例の規定に基づき提供等する場合

(3) その他事業管理者が、個人情報を使用する目的について、公益上の必要性、達成の困難性及び権利利益の侵害性を考慮した上で、特に必要と認められる場合

3 管理責任者は、前項の規定による提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、記録データの内容等を記載した記録書を作成し、保存するものとする。

(苦情処理)

第8条 管理責任者は、ドライブレコーダーの設置及び管理について苦情を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(個人情報に基づく措置等)

第9条 管理責任者、操作取扱責任者及び操作取扱者は、利用目的以外の目的のために保有する個人情報を自ら利用し、また提供するなどの個人情報の取扱については、北九州市個人情報保護条例に定めるところにより適切な対処するものとする。

付 則

この要綱は、平成23年4月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。